

令和8年第8回南島原市教育委員会定例会会議録

1 日 時 令和8年8月20日（木） 14時00分～15時30分

1 場 所 南有馬庁舎 2階会議室1

1 出席者の氏名

教育長	松 本 弘 明
教育委員	中 村 一 也
教育委員	植 木 智 穂
教育委員	瀬 川 百 合

1 欠席者の氏名

1 構成員以外の出席者の氏名

教育次長	石 川 伸 吾
教育総務課長	井 上 実
学校教育課長	黒 岩 洋 史
生涯学習課長	田 口 享 史
文化財課長	岩 永 正 貴
教育総務課教育総務班長	笹 田 真 二

1 議事日程

第1 開会

第2 前回会議録の承認

第3 会議録署名人の指名

第4 教育長・各課報告

第5 議案審議

議案第14号 原城跡便益施設条例の制定について

議案第15号 南島原市原城跡世界遺産センター条例の制定について

議案第16号 南島原市原城跡史跡室条例を廃止する条例について

議案第17号 南島原市有馬キリシタン遺産記念館資料収集検討委員会条例の一部
を改正する条例について

議案第18号 口之津小学校校舎空調改修工事請負契約の締結について

議案第19号 南島原市立小・中学校庶務規則の一部を改正する規則について

議案第20号 教育委員会の所管事務に係る自己点検・評価報告書（令和7年度）
について

第6 その他

（1）準要保護児童生徒就学援助の認定について

- (2) 令和8年度南島原市一般会計補正予算（第3号）について
- (3) 次回教育委員会定例会の開催について
- (4) その他

第7 閉会

日程 第1 開会

松本教育長

それでは、只今から「令和8年 第8回 定例会」を開会いたします。

日程 第2 前回会議録の承認

松本教育長

日程第2「前回会議録の承認」ですが、委員の皆さんには、事前にご確認をいただいております。

署名人は、前回の会議におきまして、中村委員を指名しておりましたので、ここで、署名をお願いいたします。

日程 第3 会議録署名人の指名

松本教育長

日程第3「会議録署名人の指名」ですが、今回は、「瀬川委員」にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

松本教育長

それでは、会議録署名人に「瀬川委員」を指名いたします。

日程 第4 教育長報告・各課報告

松本教育長

日程第4「教育長報告・各課報告」を行います。

松本教育長

（別紙により、教育長が出席した諸会議等の概要について報告。）

松本教育長

次に、「各課報告」を行います。

教育総務課から順に報告をさせます。

各課長・班長

（別紙により、各課の諸会議等の概要について報告。）

松本教育長

只今の報告について、何かお尋ねなどはございませんか。

松本教育長

特にないようですので、以上で、「教育長報告・各課報告」を終わります。

日程 第5 議案審議

松本教育長

続きまして、日程第5「議案審議」を行います。

松本教育長

それでは、議案第14号「原城跡便益施設条例の制定について」を議題とします。

内容について、担当課長から説明させます。

文化財課長

議案第14号「原城跡便益施設条例の制定について」でございますが、この条例は、原城跡便益施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるため制定するものでございます。それでは、条例の内容について、主なものを説明申し上げます。

第1条は、設置目的を定めたもので、史跡原城跡の本質的価値の理解促進及び来訪者の利便性の向上を図るため、「原城跡便益施設」を設置することを規定しております。

第2条以降は、施設の名称及び位置、施設の構成、業務内容、休業日及び利用時間、利用の制限等について定めております。

施設については、案内所及び休憩所、思いやり駐車場、公衆トイレ、車両の転回場及び一時乗降場所からなり、案内所及び休憩所やおもいやり駐車場については、年末年始が休業、利用時間は9時30分から16時30分としており、トイレや転回場については年中無休で終日の利用が可能、といった内容としております。

以上で、議案第14号の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

松本教育長
中村委員

この件について、何か質疑などはございませんか。

車両の転回場について、一時的に停車して配慮を要する方などを乗降させることは可能か。

文化財課長

基本的には、そのような利用を想定しております。

なお、運転者が配慮を要する場合は、思いやり駐車場をご利用いただき、健全者の場合は一般の駐車場に駐車いただくものです。

中村委員
松本教育長
松本教育長

わかりました。

他に質疑などはございませんか。

特にないようですので、お諮りします。

議案第14号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

松本教育長

異議なしと認めます。

よって、議案第14号は、原案のとおり決定しました。

松本教育長

次に、議案第15号「南島原市原城跡世界遺産センター条例の制定について」を議題とします。

内容について、担当課長から説明させます。

文化財課長

議案第15号「南島原市原城跡世界遺産センター条例の制定について」でありますが、この条例は、現在建設を進めております南島原市原城跡世界遺産センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるため制定するものです。それでは、条例の概要や主な内容について、説明いたします。

第1章は、総則でございまして、世界遺産センターの設置の趣旨から名称及び位置、施設構成、運営の基本等について定めております。

第2章は、ガイダンス施設に関して定めており、ガイダンス施設で実施を想定している事業や開業時間及び休業日、入場料、施設の利用に関する内容となります。

ガイダンス施設の開業時間は、午前9時から午後5時までで、休業日は12月31日から1月2日としており、それ以外は、展示替えや施設の改修等の突発的な事情がある場合を除いて、原則無休としております。

第3章は、物産販売施設について定めており、実施する事業の内容や開業時間及び休業日、施設の利用に関する事項を定めております。物産販売施設の開業時間や休業日もガイダンス施設と同様でございます。

第4章は、便益施設に関することをごさいますて、世界遺産センターには、イベントに活用できるイベント交流ゾーンやキッチンカーの利用を想定したマルシェゾーンがございますが、これらの利用などに関する事項について定めております。

第5章は、雑則で、施設への立ち入りの制限などについて定めております。

なお、8ページに記載しております通り、ガイダンス施設の入場料は大人1人あたり1,000円の設定となっており、高校生以下は無料としております。これまでの有馬キリシタン遺産記念館の入館料と比較しても高額な料金となっておりますが、市民の皆様には気軽にご利用いただけるよう対応していきたいと考えております。

以上で、議案第15号の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

松本教育長
松本教育長

この件について、何か質疑などはございせんか。

特にないようですので、お諮りします。

議案第15号は、原案どおり決定することにご異議ありせんか。

〈異議なしの声〉

松本教育長

異議なしと認めます。

よって、議案第15号は、原案のとおり決定しました。

松本教育長

次に、議案第16号「南島原市原城跡史跡室条例を廃止する条例について」を議題とします。

内容について、担当課長から説明させます。

文化財課長

議案第16号「南島原市原城跡史跡室条例を廃止する条例について」でございしますが、原城跡史跡室は、原城及び島原・天草一揆関係の史料を収集し、整理保存して公衆の観覧に供し、併せてこれに関連ある調査研究及び事業を行うため、旧南有馬町において昭和27年8月10日に設置され、合併に伴い市に引き継いでおりますが、この史跡室を設置している有馬キリシタン遺産記念館を、令和8年12月28日をもって廃止するため、これに合わせ原城跡史跡室の設置および条例を廃止するものでございます。

以上で、議案第16号の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

松本教育長
松本教育長

この件について、何か質疑などはございせんか。

特にないようですので、お諮りします。

議案第16号は、原案どおり決定することにご異議ありせんか。

〈異議なしの声〉

松本教育長

異議なしと認めます。

よって、議案第16号は、原案のとおり決定しました。

松本教育長

次に、議案第17号「南島原市有馬キリシタン遺産記念館資料収集検討委員会条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

内容について、担当課長から説明させます。

文化財課長

議案第 17 号「南島原市有馬キリシタン遺産記念館資料収集検討委員会条例の一部を改正する条例について」でございますが、現在、有馬キリシタン遺産記念館における資料の収集を適正かつ円滑に行うために南島原市有馬キリシタン遺産記念館資料収集検討委員会を置いておりますが、有馬キリシタン遺産記念館は、令和 8 年 1 2 月 2 8 日をもって廃止し、原城跡世界遺産センターを開設することに伴い、有馬キリシタン遺産記念館資料収集検討委員会を「原城跡世界遺産センター史資料調査検討委員会」に移行し、原城跡世界遺産センターに設置するガイダンス施設における史資料の保管及び展示を適正かつ円滑に行うため改正を行うものでございます。

「南島原市有馬キリシタン遺産記念館資料収集検討委員会条例の一部を改正する条例」新旧対照表をご覧ください。改正の主なものについてご説明いたします。

第 2 条の所掌事務についてでございますが、これまでの有馬キリシタン遺産記念館資料収集検討委員会は、資料の収集に関する事務を所掌する委員会でしたが、新たな委員会におきましては、資料の収集のみならず、資料の保管や展示方法の指導及び助言も行うよう改めております。

以上で、議案第 1 7 号の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

松本教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。

松本教育長

特にないようですので、お諮りします。

議案第 1 7 号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

松本教育長

異議なしと認めます。

よって、議案第 1 7 号は、原案のとおり決定しました。

松本教育長

次に、議案第 1 8 号「口之津小学校校舎空調改修工事請負契約の締結について」を議題とします。

内容について、担当課長から説明させます。

教育総務課長

議案第 1 8 号「口之津小学校校舎空調改修工事請負契約の締結について」ご説明いたします。

提案理由は、口之津小学校校舎空調改修工事の契約を締結するため、議会の議決を経る必要がありますので、教育委員会の意見を求めるものでございます。

資料として、「仮契約書の写し」と「実施平面図」を添付いたしております。

契約の目的は、口之津小学校校舎空調改修工事

契約の方法は、制限付一般競争入札

契約金額は、1 億 6, 5 9 7 万 6 千 8 0 0 円

契約の相手方は、研進工業・三信設備特定建設工事共同企業体

代表構成員 長崎県諫早市小川町 1 2 5 1 番地 1

研進工業株式会社 代表取締役 八戸泰道、
その他構成員 長崎県南島原市深江町戊 1 1 4 5 番地
三信設備有限会社 南島原営業所所長 馬場久美子

でございます。

本件は、口之津小学校校舎空調設備の老朽化に伴い、改修を行うもので、近年の急激な温暖化等に対応し、子どもたちが安心して学べる快適な環境を確保することを目的に実施するものでございます。

改修工事の主な内容といたしましては、全館空調方式から各部屋に空調設備を設置する個別空調方式へ改修するものでございます。

改修箇所は、資料 2－1， 2－2（実施平面図）のとおりとなります。

説明は以上です。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

松本教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。

松本教育長

特にないようですので、お諮りします。

議案第 1 8 号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

松本教育長

異議なしと認めます。

よって、議案第 1 8 号は、原案のとおり決定しました。

松本教育長

次に、議案第 1 9 号「南島原市立小・中学校庶務規則の一部を改正する規則について」を議題とします。

内容について、担当課長から説明させます。

学校教育課長

議案第 1 9 号「南島原市立小・中学校庶務規則の一部を改正する規則について」ご説明いたします。

提案理由は、小・中学校における卒業生の報告のうち、男女別の合計の記入欄及び性別の記入欄を削除するため、所要の改正を行うものであります。

これまで、卒業生の報告につきましては、氏名の他に、性別や生年月日、保護者氏名、続柄、現住所などの記入欄が設けてありましたが、このうち、性別の欄を削除し、併せて、その男女別の合計欄も削除して報告するよう改正するものです。

ご存知のように、近年の、学校におけるジェンダーフリーの考え方により、小・中学校においても、男女合同の名簿が使用されている状況などにも鑑み、改正するものであります。

説明は以上です。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

松本教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。

松本教育長

特にないようですので、お諮りします。

議案第 1 9 号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

松本教育長

異議なしと認めます。

よって、議案第 1 9 号は、原案のとおり決定しました。

松本教育長 次に、議案第20号「教育委員会の所管事務に係る自己点検・評価報告書（令和7年度事業分）について」を議題とします。

内容について、担当課長から説明させます。

教育総務課長 議案第20号「教育委員会の所管事務に係る自己点検・評価報告書（令和7年度事業分）について」ご説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、令和7年度における教育委員会の所管事務に係る自己点検・評価報告書を作成し、これを議会へ提出するとともに、公表しなければなりませんので、教育委員会の意見を求めるものでございます。

この報告書の作成につきましては、「教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。」と規定されていることから、今年度は、八木信也先生、小松久展先生に所見をいただいております。

本日は、時間の都合上、5ページの「教育委員会の所管事務に係る自己点検・評価について」を朗読し、説明に代えさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

5ページをご覧ください。

（朗読）

1ページをご覧ください。この報告書の作成の仕方について記載しておりますが、中段の表に教育委員会事務局の執行事務の達成度をA～Eの5段階で書いております。【達成度】がDは「計画に全体的な遅れがある」もの、Eは「計画の大部分が未達成」としております。

各項目の達成度、評価は19ページ以降に記載のとおりでございますが、達成度がDとなったものが5件、Eが9件ございました。

これらの14件につきましては、令和8年度におきましては、C以上になるよう、手法等の改善を行い取り組んで行きます。

以上で、議案第20号の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

松本教育長 学識経験者から、19ページの市学力調査の実施（E評価）について、評価指標（全ての学年の全ての調査で全国平均以上の正答率の学校数）のハードルが高すぎるのではないかとのご指摘をいただいた。

個別の評価について、見方によって課題もあれば成果が現れていると感じるところがある。自己点検評価の結果を踏まえ、改善実施に取り組んでまいりたい。

松本教育長 委員の皆様には事前に資料を配付し、ご確認いただいていると思いますが、この件について、何か質疑などはございませんか。

中村委員 ご指摘があった学力向上、外国語教育の推進、教育DXの推進など、取り組んでいる割には期待した結果になっていないのはもどかしい。改善の策を展開してほしい。

植木委員 英検について、塾に通う方の受験割合が高いように感じているが、学校から指導がなされているのか。

学校教育課長 英検につきましては、学校から受験を促してはおりますが、受験者増に繋がっていない現状でございます。

学力向上、外国語教育の推進、教育ＤＸの推進などにつきましては、校長会でも評価結果を共有しており、改善を図るため教職員の意識改革に取り組んでまいります。

英語力の向上については、小学校の段階で英語嫌いをつくっているのではないかと指摘もあるため、小・中連携を図り、また、英語の必要性について保護者の理解を得るためのアプローチも必要であると考えております。

ＤＸの推進については、学習支援ソフト「未来シード」の活用のしかたについて研修会を実施いたします。これにより活用率も上がるものと期待しているところでございます。

いずれにしても、評価の低い部分については、なんらかの周知と対策を強化していく必要性を感じておりますので、今年度以降さらに強化していきたいと思っております。

瀬川委員 学識経験者の所見の字句で気になったところがある。（個別の説明）

教育総務課長 ここについては、先生が書かれた表現になりますので、確認をとって修正をした方ほうが良いようであれば対応させていただきたいと思えます。

松本教育長 他にございませんか。

松本教育長 特にないようですので、お諮りします。

議案第２０号は、ご意見を踏まえ精査し完成版とすることにご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

松本教育長 異議なしと認めます。

よって、議案第２０号は、原案に精査を加え決定いたしました。

日程 第６ その他

松本教育長 続きまして、日程第６「その他」に移ります。

松本教育長 第１号「準要保護児童生徒就学援助の認定について」を議題とします。

この案件につきましては、個人情報が含まれておりますので、非公開にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

松本教育長 この案件は、非公開といたします。

準要保護児童生徒就学援助の認定について、担当課長から説明させます。

〈非公開の説明〉

松本教育長 只今説明しました件につきましては、認定の基準により決定したものです。

以上の報告をもって了承をお願いします。

次に、第2号「令和8年度 南島原市一般会計 補正予算（第3号）について」を議題とします。

内容について、担当課長から説明させます。

教育総務課長

（令和8年度南島原市一般会計補正予算（第3号）説明）

松本教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。

松本教育長

特にないようですので、第2号「令和8年度 南島原市一般会計 補正予算（第3号）について」を終わります。

松本教育長

次に、第3号「次回教育委員会定例会の開催について」を議題とします。

回りの定例会は、9月28日、月曜日、午後2時から開催する予定としますので、よろしくお願いします。

松本教育長

最後に、第4号の「その他」でございますが、皆様方から、何かございませんでしょうか。

学校教育課長

（今後の行事についてお知らせ）

松本教育長

他にございませんか。

特にないようですので、第4号「その他」を終わります。

日程 第7 閉会

松本教育長

以上を持ちまして、本日の定例会を閉会いたします。

委員の皆様、大変、お疲れさまでございました。

閉会 15時30分

会議録署名人

教育委員

記録職員